

借換保証

I. 緊急保証（原材料価格高騰対応等緊急保証、緊急保証及び景気対応緊急保証）の借換

1. 経営安定関連保証による借換（経営安定関連保証の利用要件に該当する場合）

対象者

- ① 保証申込時点において、緊急保証に係る既往借入金の残高があること
- ② 適切な事業計画を有していること
- ③ 中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町村長の認定（セーフティネット保証に係る認定書）を有すること

借入限度額・保証限度

- 2億8千万円（組合等4億8千万円）
中小企業信用保険法第2条第5項第6号認定の場合 3億8千万円（組合等4億8千万円）

資金使途・保証期間

緊急保証に係る既往借入金の返済資金のほか、事業計画の内容に応じて、当該返済資金以外の事業資金（既往の保証付き借入金残高の返済資金及び新規の融資分）を含めることができます
原則として10年以内（据置・1年以内）

貸付利率

取扱金融機関所定の利率

保証料率（年率％）責任共有保証料率 経営安定関連特例（1～4号、6号 0.90％）（5号、7～8号 責0.80％）

取扱金融機関

県内各金融機関

2. 一般保証による借換え（経営安定関連保証の利用要件に該当しない場合）

申込人資格要件その他の保証条件

申込人資格要件、保証限度額、対象資金その他の保証条件に関しては、それぞれの保証条件によります

II. 一般保証、経営安定関連保証（緊急保証を除く）又は中小企業金融安定化特別保証（特別保証）の借換

1. 経営安定関連保証による借換（経営安定関連保証の利用要件に該当する場合）

対象者

- ① 保証申込時点において、一般保証、経営安定関連保証（緊急保証を除く）又は特別保証に係る既往借入金の残高があること
- ② 適切な事業計画を有していること
- ③ 中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町村長の認定（セーフティネット保証に係る認定書）を有すること

借入限度額・保証限度

- 2億8千万円（組合等4億8千万円）
中小企業信用保険法第2条第5項第6号認定の場合 3億8千万円（組合等4億8千万円）

資金使途・保証期間

保証付きの既往借入金の返済資金のほか、事業計画の内容に応じて、当該返済資金以外の事業資金（新規の融資分）を含めることができます
原則として10年以内（据置・1年以内）

貸付利率

取扱金融機関所定の利率

保証料率（年率％）責任共有保証料率 経営安定関連特例（1～4号、6号 0.90％）（5号、7～8号 責0.80％）

取扱金融機関

県内各金融機関

2. 一般保証による借換え（経営安定関連保証の利用要件に該当しない場合）

申込人資格要件その他の保証条件

申込人資格要件、保証限度額、対象資金その他の保証条件に関しては、それぞれの保証条件によります

III. 条件変更改善型借換保証による借換（リスク改善借換）

対象者

- ① 保証申込時点において、保証付き既往借入金の残高があること
- ② ①の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること
- ③ 中小企業等経営強化法の認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと

借入限度額・保証限度

2億8千万円（組合等4億8千万円）

資金使途・保証期間

保証付きの既往借入金の返済資金のほか、事業計画の内容に応じて、当該返済資金以外の事業資金（新規の融資分）を含めることができます
原則として15年以内（据置・1年以内）

ただし、「当該返済資金以外の事業資金（新規の融資分）」を含む場合は（据置・2年以内）

貸付利率

取扱金融機関所定の利率

保証料率（年率％）責任共有保証料率 （0.50％～2.20％）（責0.45％～1.90％）

取扱金融機関

県内各金融機関

上記以外については利用する各制度の要綱の定めるところによります

【保証料率について】

1. 会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、0.1％の割引を行います。
2. 責任共有保証料率とは、責任共有制度の対象保証について、「貸付額に対して0％」といった「責任共有保証料率」を表示、信用保証書等の保証料率の説明に『「責任共有保証料率」とは、保証委託の対価として計算される保証料率を、貸付金額に対する率で表示したものです。』との注記を付します。